ANDERSON MŌRI & TOMOTSUNE

ASIA & EMERGING COUNTRIES LEGAL UPDATE

2017年12月

Contents

- 1【インド】外国直接投資審査手続きの変更
- 2【ブラジル】技術移転契約等に関する INPI の新指令の施行
- 3【シンガポール】個人情報保護法(PDPA)の改正案の公表
- 4 【アルゼンチン】汚職行為に関与した法人の刑事責任に関する新法

アンダーソン・毛利・友常法律事務所のアジア・新興国プラクティス・グループでは、アジア及び 新興国(ブラジル・ロシア・トルコ等)の法令規制等のアップデートを定期的に配信しております。 皆様の今後の海外展開に関するご検討の一助となれば幸いです。

1. 【インド】外国直接投資審査手続きの変更

1. 外国投資促進委員会(Foreign Investment Promotion Board)の廃止

2017 年 5 月 24 日の閣議決定により、外国投資促進委員会(Foreign Investment Promotion Board(FIPB))が 廃止されることが決定された。FIPB は、インドに対する外国直接投資のうち、政府の事前承認が必要とされる外 国企業や投資家からのインドに対する投資(いわゆる政府ルートによる投資)の審査を担っていた機関である。同 日付けのインド政府のプレスリリースは、このような政府の事前承認が必要とされる投資の審査は、FDI Policy を所 管する産業政策促進局(Department of Industrial Policy and Promotion (DIPP))と協議の上、管轄の省庁が行う こととしている。

FIPB を廃止した趣旨は、これまでの FIPB の審査においては、個別の審査案件について、FIPB から当該案件を管轄する省庁に対して照会がなされ、その照会結果を踏まえて FIPB が審査、承認を行うというプロセスであったところ、FIPB を廃止し、管轄の省庁が直接に審査を行うことによって、政府の事前承認が必要な外国直接投資の審査の効率性を向上させることであるとされている。

また、同プレスリリースは、FIPB 廃止後の標準的な審査処理手順として Standard Operating Procedure (SOP)を公表予定であるとしていたが、これを受けて、2017 年 6 月 29 日、DIPP は、SOP を公表した。

2. Standard Operating Procedure の内容

(1) 審査期間の設定

SOP においては、承認申請の審査期間の上限を、原則として 8 週間(安全保障上の問題を含む場合は 10 週間)と設定されている。ただし、申請にかかる投資を不承認とすることを検討する場合、FDI Policy において想定されていない制約が検討される場合や当事者に補正や追完を求めている場合など一定の場合には期間が延長されることがある。また、安全保障上の問題の検討のために、Ministry of Home Affairs (MHA) がさらなる審査期間を求める場合には (MHA にて想定される必要な延長期間は設定するものの)特段の上限が設定されていない点には留意が必要である。

(2) 管轄省庁

SOP において業種ごとに定められた管轄省庁は以下のとおりである。

業種	管轄省庁
鉱業	鉱業省
防衛	防衛産業局、防衛省(産業ライセンスを要するものについて)
	内務省(小型武器・弾薬の製造について)
放送、印刷メディア	情報·放送省
民間航空	民間航空省
衛星	宇宙局
通信	通信局
民間セキュリティ	内務省
パキスタン、バングラデシュ等の特定の国から	内務省
の投資について	
取引業(小売業等)	産業政策促進局
非居住者インド人、輸出志向ユニット(政府ル	産業政策促進局
−⊦)	
資本財、機械、機器(中古品を除く)の輸入の	産業政策促進局
ための普通株式の発行、設立費用(賃料等を	
除く)のための普通株式の発行	
(一部の)金融業	経済局
投資会社	経済局
銀行業	金融サービス局
製薬業	製薬局

(3) 内務省の承認が必要な業種

以下の業種については、安全保障の観点から、内務省の審査・承認を経ることが必要とされている。 ア 放送、通信、衛星、民間セキュリティ、防衛、民間航空、鉱業分野における投資 イ パキスタン、バングラデシュからの投資 SOP については、2017 年 8 月 28 日付で発行された 2017 年版統合版 FDI ポリシーの第 4 章においても言及されている。2017 年版統合版 FDI ポリシーについては、2017 年 9 月 15 日付けの India Legal Update の記事(下記 URL)も参照されたい。

https://www.amt-law.com/pdf/bulletins11 pdf/India 20170915.pdf

3. 今後の見通し

FIPBの廃止により、これまではFIPBという単一の窓口へ申請がなされていたものが、各省庁に分散されたことにより、かえって判断の統一性や効率性が損なわれるのではないかと見る向きもある。一方で、上記のとおり一定の処理期間の設定がされ、また該当分野についての専門性を有する省庁による判断により審査が迅速化されることが期待されると見る向きもある。

少なくとも政府が FIPB を廃止した意図は、外国投資を促進するところにあると見られるため、今後の運用によりかかる意図が実現されることを期待したい。

弁護士 琴浦 諒
ryo.kotoura@amt-law.com
弁護士 大河内 亮
ryo.okochi@amt-law.com

2. 【ブラジル】技術移転契約等に関する INPI の新指令の施行

1. 技術移転契約に関するブラジルの法制度の概要

知的財産権や技術等を保有する外国企業が、ブラジル企業との間で、知的財産権のライセンス契約や譲渡契約、技術移転契約、フランチャイズ契約等(以下「技術移転契約等」と総称する。)を締結することは多い。

しかし、技術移転契約等に基づき、ライセンスや譲渡等を受けたブラジル企業が外国企業にその対価(ロイヤルティ)を送金するためには、技術移転契約等をブラジルの国家産業財産庁(以下「INPI」という。)に登録しなければならず、送金の際には銀行から確認を求められる。また、第三者に対して技術移転契約等の有効性を主張するためにも、当該技術移転契約等の INPI への登録が必要とされている。そのため、例えば、特許権のライセンス契約において、ライセンシーが第三者に対して当該特許権の侵害等を主張する場合には、INPI に当該特許権のライセンス契約を登録している必要がある。

さらに、INPI に技術移転契約等を登録していなければ、ブラジル企業が支払ったロイヤルティを税務上経費として 控除することも認められない。そして、財務省令 1958 年第 436 号により、ブラジル企業が税務上控除可能なロイヤルティの上限額(以下「税務上の控除限度額」という。)が定められており、例えば商標のライセンス契約の場合には関連する製品の売上高の 1%、特許権のライセンス契約の場合には産業ごとに定められた所定の割合(最大で関連する製品の売上高の 5%)等、技術移転契約等の類型ごとに税務上の控除限度額が異なる。

2. 旧指令下における INPI の運用

技術移転契約等に関する INPI の従前の規範指令 2013 年第 16 号(以下「旧指令」という。)では、INPI は、「経済的、社会的、法律的及び技術的観点に基づき、工業所有権を規制する規範を実施する」と定められていた。そのため、INPI が技術移転契約等の内容に干渉することが認められており、技術移転契約等の登録の際の INPI による審査の基準も不明確であると指摘されることが少なくなかった。

また、INPI は、従前から、とりわけ技術移転契約等に基づいてブラジル子会社が外国の親会社に支払うロイヤルティの上限額および契約期間を規制してきた。具体的には、ブラジル子会社が送金できるロイヤルティの上限額は、税務上の控除限度額と同額とされていた。また、契約期間については、特にノウハウの技術移転契約の契約期間は最長 5 年間とされ、更新も厳しく制限されていた。技術移転契約等においてそれを超える金額や契約期間が合意されている場合には、INPI への登録が認められなかった。

3. 新指令の概要

INPI は、今年4月に新たな規範指令2017年第70号(以下「本指令」という。)を公表し、本指令は今年7月1日付で施行された。これにより、旧指令は廃止された。

新指令により、INPI が発行する登録証明書には、「INPI は、税務、財政及び外国送金に関する規制の観点から契約を審査していない」旨が明記されることとなった(新指令第 13 条 XI 号)。また、当該証明書には、「宣言された契約金額」、「宣言された支払方法」、「宣言された契約の有効期間」等も記載されることとされており(同条 V 号、VI 号、VII 号)、これらの文言は、契約当事者間で契約金額(ロイヤルティ)、支払方法、契約期間を自由に決定できることを示唆しているように思われる。したがって、今後は技術移転契約等の内容に対する INPI の干渉は少なくなることが予想され、技術移転契約等の登録の審査において、今後 INPI はその契約期間、ロイヤルティ、支払方法等に関して審査せず、それらに関しては契約当事者間の合意が尊重されるのではないかと期待される。

なお、新指令においては、INPI に対する登録の申請が INPI の出版物において公開されてから 30 日以内に INPI が登録の可否等を決定しなければならない等、技術移転契約等の登録手続に関する期限も定められている。また、新指令においては、INPI が技術移転契約等の登録を拒絶する場合、その理由を記載する必要があることも明示された。

4. 新指令の今後の実務への影響と留意点

上記のとおり、今後は技術移転契約等のロイヤルティ等は契約当事者間の自由な合意により決定され、外国企業とそのブラジル子会社との技術移転契約等においても税務上の控除限度額を超えるロイヤルティの合意や、5年間を超える期間のノウハウの技術移転契約が認められるようになると期待されている。しかし、その一方で、新指令の文言上は、ロイヤルティや契約期間を契約当事者間の合意によって自由に決定できることが明示的に保障されているわけではない点に留意が必要である。

また、新指令が施行されてからさほど経過しておらず、現在のところ INPI が審査している技術移転契約等の多くは 旧指令を前提に締結された契約と思われる。そのため、新指令の施行により、本当に INPI が従前の運用を変更 し、ブラジル子会社が外国の親会社に支払う技術移転契約等のロイヤルティの上限規制や契約期間の規制が 撤廃されることになるのか、現時点では未だ不明確と言わざるを得ない。今後、INPI の実務がどのように変更されるのか注目される。

なお、税務上の控除限度額は、新指令の施行日後も変更されていない。したがって、仮にブラジル子会社が外国の親会社に送金可能な技術移転契約等のロイヤルティの上限規制が撤廃されるとしても、税務上の控除限度額を超えて支払った部分については、ブラジル子会社の経費として税務上控除できない点にも留意が必要である。

(注)本ニュースレターの内容については、ブラジルの法律事務所であるマットス・フィーリョ・ヴェイガ・フィーリョ・マレイジュニア・アンド・キロガ法律事務所(Mattos Filho, Veiga Filho, Marrey Jr. e Quiroga Advogados)より情報提供を受けております。

弁護士 角田 太郎 taro.tsunoda@amt-law.com 弁護士 福家 靖成 yasunari.fuke@amt-law.com 弁護士 石井 淳 jun.ishii@amt-law.com

3. 【シンガポール】個人情報保護法(PDPA)の改正案の公表

2017 年 7 月 27 日、シンガポール個人情報保護委員会(Personal Data Protection Commission、以下 PDPC) は、個人情報保護法(Personal Data Protection Act、以下 PDPA)の改正案を公表し、2017 年 10 月 5 日を締切りとしてパブリックコメントの募集を行った。

今般の改正の主たる内容は、大きく以下の2つに分けることができる。

- ・ 本人の同意なく個人情報の収集・使用・開示ができる新たな枠組みの提案
- ・ 情報漏えい時の報告の義務化

本稿では、これらの2つの改正内容について、その概要を説明する。

1. 本人の同意なく個人情報の収集・使用・開示ができる新たな枠組みの提案

PDPA は、原則として個人情報の収集・使用・開示については、本人の同意を得ることを要求している。この点、本改正案は、loT や AI を利用した事業等のデジタル経済のますますの発展と膨大な量のデータ取引の増加により、個人情報の収集・使用・開示につき、本人からその都度同意を得ることは困難な場合があるとして、以下の場合には本人の同意なく個人情報を収集・使用・開示できるとする提案を行っている。

(1) 個人に目的が通知される場合

本改正案では、本人からの同意を取得することがPDPAの適用対象者にとって現実的でなく(また、PDPAによって本人の同意を得ることが要求されていない場合に該当せず)、かつ、個人情報の収集、使用、開示による本人に対する悪影響が見込まれない場合においては、本人に対して目的の通知を行うことで、本人からの同意の取得を不要とする枠組みの提案がされている。

この点、通知の方法・内容については、個別の通知又は個人情報の取得対象となるグループに対する掲示でも足りるとされている。また、オプトアウトが可能な場合には、そのオプトアウトの方法についても通知をすべきとされている。もっとも、これ以上の通知の方法・内容の詳細については、現時点では各主体の運用に委ねるものとされている。

(2) 法令や事業上の目的における必要性が認められる場合

現行の PDPA では、当局による捜査や債権回収等の法令又は事業上の目的がある一定の場合において、本人の同意なく個人情報を収集・使用・開示することを認めている。もっとも、本改正案は、例えば詐欺的な行為の防止のために個人情報の共有及び利用をしないといけない場合等、PDPA や個別の法令には規定されていないものの、個人情報を保有する者が個人情報を本人の同意なく収集・使用・開示できることを認めるべき場合があるとの考え方を示している。

このような考え方のもと、本改正案では、法令又は事業上の目的が認められる場合には、本人から同意を得ることが望ましく又は適切でないケースであること、かつ、公共の利益が本人への悪影響を明らかに上回る事案であることを条件として、本人の同意なく個人情報の収集・使用・開示を認めるという枠組みが提案されている。

また、本改正案では、上記のように個人情報を収集・使用・開示する場合の本人の同意取得に関する一定の例外を認める代わりに、上記枠組みを利用する PDPA の適用対象者において、当該個人情報の収集・使用・開示によるリスク及び影響の検討並びにそれらのリスク及び影響への対応策を講じることを求めている。

2. 情報漏えい時の報告の義務化

現行の PDPA は、規制対象者に対して、当該対象者が保有又は支配する個人情報に関して、合理的な保護措置をとることを要求している。ただし、個人情報の漏えい等が実際に発生した場合には、可能な限り速やかにこれを PDPC に報告すべきとされているのみで、報告義務は定められていない。本改正案では、報告義務が存在しないことにより、報告のタイミングやそもそも報告をするか否かの決定に関する実務がバラバラになってしまっているとの現状認識のもと、一定の場合には報告を義務付ける枠組みを提案している。

具体的には、PDPAの適用対象者は、個人が損害のリスクに晒されるような情報漏えいがあった場合に、影響を受ける個人及びPDPCに対して通知(報告)を行わなければならないとされている。例えば、個人のIDナンバーや健康情報、また金銭に係る情報やパスワード等の個人情報の漏えいは、このような場合に該当するとされている。

また、たとえ漏えいにより個人が損害のリスクに晒されないような場合でも、PDPAの適用対象者は情報漏えい等の規模が大きかった場合(現時点では500名以上に影響する情報漏えい等が想定されている)には、PDPCに報告しなければならないとされている。

3. 本改正案の影響

本改正案は、個人情報の収集・使用・開示における局面及び個人情報に関する事故が起きた場合に新たな対応を PDPA の適用対象者に対して求めるものである。関係者においては、改正の経緯を引き続き注視するとともに、改正が確定した際には改正内容に沿って、各々の個人情報の管理体制を見直す必要が出てくることが想定される。

弁護士 前田 敦利
atsutoshi.maeda@amt-law.com
弁護士 花水 康
ko.hanamizu@amt-law.com
弁護士 中野 常道
tsunemichi.nakano@amt-law.com

4. 【アルゼンチン】汚職行為に関与した法人の刑事責任に関する新法

アルゼンチン議会は、2017年11月8日、新たに汚職行為に関与した法人の刑事責任を定める新法(以下「本法」という。)を可決した。本法は、官報による公告から90日後に施行される。

従来、アルゼンチンでは、個人の汚職行為は刑法により処罰されていたが、法人を処罰する法律は存在しなかった。

本法によると、個人が、直接的又は間接的に、特定の法人のため又はその利益のために、アルゼンチン国内又は海外において汚職行為を犯した場合には、当該法人が刑事責任を負う。

本法違反とされた場合の罰金は、本法違反の行為により得た財産の没収に加え、同行為により不当に得た又は得べかりし利益の 2 倍から 5 倍とされている。その他、全部又は一部の業務の 10 年以下の業務停止、政府の入札・契約への 10 年以下の参加禁止、政府許認可の取消し又は停止、判決内容の公表等、非常に厳格な処罰が下される可能性がある。

もっとも、当該刑罰が免除される条件も定められている。すなわち、(i) 反汚職プログラムが違法行為が行われる前に定められており、(ii) 内部調査により発見された違法行為を自主的に申告し、かつ (iii) 違法行為により得た利益を返還した場合には、当該法人は刑罰の適用を免れることができるものとされる。仮にこれらの条件のうち一部のみが満たされた場合にも、裁判所が刑罰を定める際に考慮され、刑罰が軽減される可能性がある。

したがって、近時の他国の類似の法制度と同様、十分な内容の反汚職プログラム(コンプライアンス・プログラム)を事前に制定しておくことが非常に重要となる。本法に定められる反汚職プログラムは、問題の法人の業種、汚職リスク、事業規模等に鑑みて適切な内容であり、かつ本法に基づく規則に沿っている必要があるが、その具体的な内容は、行為・倫理規範の制定、汚職行為を監視する仕組み、内部通報者制度、役員・従業員のトレーニ

ング、制度の継続的見直し、経営陣の積極的な関与など、概ね他国の類似の法制度と同様である。したがって、 グローバルに事業を展開している日本企業にとっては、既に米国 FCPA や UK の Bribery Act 等に適合したコンプ ライアンス・プログラムを制定している場合が多いと思われるので、さほど大きな影響はないかもしれない。 グルー プ内の既存のコンプライアンス・プログラムが、アルゼンチンにおいても有効に機能することを担保していく必要が あるということになろう。

本法では、レニエンシーに類似した、検察庁との間での「和解契約」の制度も定められている。当該契約は刑事訴訟が開かれるまでの間に締結される必要があり、また当該法人は捜査に有益な情報を提供する必要があるが、当該契約の内容が裁判所に承認された場合には、(i)法定の最低罰金額の半額の罰金及び(ii)違法行為により取得された資産・利益等の返還のみが課され、その他の刑罰は免除される。

アルゼンチンによる OECD の外国公務員贈賄防止条約の締結から既に 16 年が経過しており、遅きに失した感はあるものの、本法の制定は、現在のアルゼンチン政府の汚職との決別の強い意思を示すものとして、今後の運用が着目される。

弁護士 福家 靖成 yasunari.fuke@amt-law.com

◆TOPICS◆

【お知らせ】

花水康弁護士、松本久美弁護士が下記のセミナーにて講演を行います。

「【現地報告】東南アジアにおける不動産投資に係る法制と実務~ファイナンスを含む投資スキームを中心として~」

日時:2018年1月22日(月)

会場:金融財務研究会本社 グリンヒルビル セミナールーム 東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8

主催:金融財務研究会

※ 若林耕弁護士が当事務所(大阪事務所)主催セミナーにおいて下記の講演を行いました。

「中国最新法務解説 - 高まる中国のサイバーセキュリティ規制とその対応」

日時:2017年11月30日(木)

主催:アンダーソン・毛利・友常法律事務所

※ 前田敦利弁護士が当事務所(大阪事務所)主催セミナーにおいて下記の講演を行いました。

「シンガポールへの投資・シンガポール子会社管理の基礎」

日時:2017年11月24日(金)

主催:アンダーソン・毛利・友常法律事務所

★ 田中勇気弁護士が下記セミナーにて講演を行いました。

「JV契約の実践的留意点 ~東南アジア等諸外国でのJV契約への応用を見据えて~」

日時:2017年11月14日(火)

主催:日本ナレッジセンター

※ 安西明毅弁護士、三木康史弁護士、池田孝宏弁護士が下記セミナーにて講演を行いました。

「インドネシア・タイ・ベトナム三カ国合同セミナー ~海外現地法人運営における実務上のポイント~」

日時:(名古屋)2017年11月1日(水) (大阪)2017年11月2日(木)

主催:アンダーソン・毛利・友常法律事務所

- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
- 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。

弁護士 花水 康(ko.hanamizu@amt-law.com)

弁護士 <u>龍野 滋幹(shigeki.tatsuno@amt-law.com</u>)

弁護士 福家 靖成(yasunari.fuke@amt-law.com)

- 本ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、<u>asia-ec-newsletter@amt-law.com</u>までご 連絡下さいますようお願いいたします。
- 本ニュースレターのバックナンバーは、http://www.amt-law.com/bulletins13.html にてご覧いただけます。

ANDERSON MŌRI & TOMOTSUNE

アンダーソン·毛利·友常 法律事務所

〒107-0051 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂KタワーTEL:03-6888-1000(代表) E-mail:inquiry@amt-law.com